## 奈良県告示第二百四十四号

平成二年十月奈良県告示第三百四十八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条」を「同条第九項において準用する同法第十五条第二項」に改める。

三中「平成十二年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで」を「平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで」に改める。